平成２３年（フ）第７７６１号
大阪府茨木市下穂積３丁目10番18号
債務者　藤立重太郎
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７５号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目５番７号　ベルロ鴻池312号室
債務者　中西佐江子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７６号
大阪府枚方市山之上５―25―５、住民票上の住所京都市伏見区桃山町松平筑前１番地39エルシティ桃山筑前310号
債務者　桐村久美子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７７号
大阪府東大阪市横小路町４丁目８番11―506号
債務者　河野まり子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７８号
大阪府吹田市片山町１丁目14番20号、前住所大阪府吹田市佐井寺１丁目26番33―201号
債務者　溝上　昭枝
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７８５号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目13番１―711号
債務者　竹林佐知子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７９１号
大阪府枚方市大峰南町30番１―201号
債務者　矢山　博孝
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７９３号
大阪市大正区千島１丁目24番11号　ハイツベイシャトル201号
債務者　池畑　典哲
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００３号
神戸市中央区再度筋町11番22号、住民票上の住所神戸市灘区大内通１丁目３番８号
債務者　板東　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８３号
神戸市須磨区関守町２丁目２番22号　瀧の内ハイツ東２Ｆ、従前の住所神戸市垂水区塩屋町９丁目17番８―202号
債務者　Ｒｓａｌｏｎ　ＫＢＣこと　江口　徹
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２８号
神戸市東灘区住吉台８番13―104号
債務者　小野冨美子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４５号
神戸市灘区青谷町４丁目７―24　若松荘13号、住民票上の住所神戸市須磨区水野町２番14―504号
債務者　市川　秀子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５０号
兵庫県三田市尼寺882番地47
債務者　竹谷　壽紀
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９９号
兵庫県三田市つつじが丘南１丁目18番地６
債務者　松井　眞美
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６号
兵庫県豊岡市出石町福住176番地の３　パークヒルズM201、前住所兵庫県豊岡市出石町福住176番地の３　パークヒルズM106号室
債務者　袖中　祐介
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
鳥取県米子市新開２丁目４番66号
債務者　神山とみゑ
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９７号
鳥取県米子市新開２丁目４番66号
債務者　神山えりか
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部